

# 新型コロナウイルス感染症対策事業

## 第6波対応事業者支援給付金

町内の各種事業者を支援するため、対象となる事業者に給付金を次のとおり支給します。

### ①交付対象者

令和3年12月から令和4年2月において、町内に事業所を有し長野県の「新型コロナ対策推進宣言」を実施し、次の表に掲げる業種に属する事業を営んでいた法人又は個人事業者とする。

ただし、農林漁業を営む個人事業者にあつては、事業所を有していなくても対象とします。

飲食業、宿泊業、道路旅客運送業、旅行業、冠婚葬祭業、農林漁業、食料品製造業、飲料等製造業、飲食料品卸売業、小売業、運転代行業、美術館、美理容業、クリーニング業、療術業

※次の者は対象となりません。保養所等を営む者、住宅宿泊事業を営む者、暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者。

### ②給付額

1事業者：一律 10万円

※町内に2以上の事業所を営んでいる者は、1事業者とみなすものとします。

ただし、業種が違ふ場合はこの限りではありません。

### ③申請方法 下記書類を郵送または町役場観光経済課⑥窓口<sup>⑥</sup>に提出してください。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策事業第6波対応事業者支援交付金申請書(様式第1号)

HPよりダウンロードできます。また、町役場観光経済課⑥窓口にも設置してあります。

以下<I~IV>が必要書類となりますので申請書と併せて提出してください。

なお、業種が複数ある場合は、業種ごとの提出となります。

I：長野県の「新型コロナ対策推進宣言」を実施していることが分かるポスター貼付、感染症対策を実施している箇所等の写真

※農林漁業・飲食料品卸売業を営む事業者については、提出不要

II：確定申告書の写し（法人：令和3年分の法人町民税の確定申告書の写し。

個人事業者：令和3年分の所得税確定申告収支内訳書の写し。）

III：事業所等の位置図及び外観の写真

※信州の安心なお店認証制度による認証を受け、認証期間が令和3年12月から令和4年2月を含んでいる事業者においては、「信州の安心なお店認証制度審査結果通知書」の写しをI~III書類の代わりとすることができます。

IV：確認書(様式第3号)

(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業第6波対応事業者支援給付金交付請求書(様式第2号)

以下を請求書に添付してください。

振込口座の通帳の写し(通帳の表紙及び見開き最初のページの写し)又はこれに類する書類

### ④申請期間

令和4年3月22日(火)から令和4年9月30日(金)まで

### ⑤決定通知

提出された書類を審査、決定通知書を送付し、お手元に到着後、2週間程度で指定の口座へ振り込みます。

申請及びお問い合わせ先

〒389-0192 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2381-1

観光経済課 観光商工係 (0267-45-8579)